年　　月　　日

岩国市公共下水道排水設備指定工事店異動（変更）届

（届出先）岩　国　市　長

指定番号　　　第　　　号

指定工事店(商号)

代表者氏名

○　一般事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 異動事項 | 新 | 旧 |
| フ　リ　ガ　ナ指定工事店名（商号） |  |  |
| 営業所所在地 | 〒電話　　　－　　　－　　 | 〒電話　　　－　　　－　　 |
| フ　リ　ガ　ナ代表者氏名 |  |  |
| 責任技術者 |  |  |

（注）添付書類は、工事店によって［原則］・［特例］のどちらかになります。

（注）添付書類については、裏面を御覧ください。

○　添付書類の特例の要件に関する変更事項（変更事項欄の該当する事項にチェックしてください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 変更事項 | **□**　営業所が「連携市町以外の市町」又は「指定を受けていない連携市町」の区域内へ移転した。**□**　営業所の所在地を管轄する連携市町から受けていた指定の効力が失われた。 |
| ※上記に該当する場合は、添付書類の特例の適用外となるため、次の書類を添付してください。　１　代表者（法人にあっては、その役員を含む。）が、岩国市公共下水道排水設備指定工事店規則第３条第１項第５号アからカまでのいずれにも該当しない者であることの誓約書(様式第２号)　２　定款又は寄附行為の写し(法人の場合のみ)　３　登記事項証明書(法人の場合のみ)　４　住民票又は住民票記載事項証明書(個人の場合のみ)５　営業所の平面図及び付近見取図(様式第３号)及び写真６　排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類（様式第５号）及び写真 |

（注）連携市町については、裏面に記載しています。

○　一般事項に係る異動の添付書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 異動事項書類 | 原則 | 特例 |
| 商号 | 所在地 | 代表者又は組織 | 責任技術者 | 商号 | 所在地 | 代表者又は組織 | 責任技術者 |
| ①　誓約書（様式第２号） |  |  | ○ |  |  |  |  | 添付書類の特例適用外（原則による） |
| ②　定款又は寄附行為の写し（法人の場合のみ） | ○ | ○ | ○ |  |  |  |  |
| ③　登記事項証明書（法人の場合のみ） | ○ | ○ | ○ |  |  |  |  |
| ④　住民票又は住民票記載事項証明書（個人の場合のみ） |  | ○ | ○ |  |  |  |  |
| ⑤　営業所の平面図及び付近見取図（様式第３号）及び写真 |  | ○ |  |  |  |  |  |
| ⑥　責任技術者名簿（様式第４号） |  |  | ○ | ○ |  |  |  |
| ⑦　完納証明書（市町村税の滞納がないことを証する書類）（法人の場合は代表者及び法人のもの） |  |  | ○ |  |  |  | ○ |
| ⑧　連携市町（岩国市の指定に係る営業所の所在地を管轄する市町に限る。）の指定工事店証の写し |  |  |  |  | ○ | ○ | ○ |
| ⑨　岩国市の指定工事店証 | ○ | ○ | ○ |  | ○ | ○ | ○ |

○　添付書類の原則・特例の区分

|  |  |
| --- | --- |
| 原則 | 特例（※次の全ての事項に該当するとき。） |
| ・特例に該当しないとき。 | 1. 岩国市の指定に係る営業所が、連携市町のいずれかの区域内に所在すること。
2. 上記⑴の営業所について、その所在地を管轄する連携市町から指定を受けていること。
 |

○　連携市町

|  |  |
| --- | --- |
| 広島県 | 広島市、呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、山県郡安芸太田町、山県郡北広島町、豊田郡大崎上島町及び世羅郡世羅町 |
| 山口県 | 柳井市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡田布施町及び熊毛郡平生町 |